

すと、係長、これが第1次の評価者というふうになってるような自治体も当然ございますが、長井市のような規模の場合ですと課長だというふうを考えられます。

それから、給与への反映ということではありますが、これは現在、給与の号俸を、4号俸という形で上がるんですけども、その上げ方ですね、4の場合、あるいは6の場合、特別に優秀な場合ですと8とか、そういう制度自体はございますが、ですが、長井市の場合は現在は給料、それから手当、勤勉手当等でございますが、こちらのほうへの反映ということは現在はしておりません。以上です。

○蒲生光男議長 6番、竹田博一議員。

○6番 竹田博一議員 ぜひ余りそういうことをしないで、市役所の職員に今までどおり頑張っていていただくようお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

高橋孝夫議員の質問

○蒲生光男議長 次に、順位9番、議席番号13番、高橋孝夫議員。

(13番高橋孝夫議員登壇)

○13番 高橋孝夫議員 お疲れさまでございます。もうしばらくおつき合いをいただきたいとします。

私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。通告をしております3点について順次質問を申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいとします。

なお、私は、答弁者に教育長を指名をしております。教育長はきょうは欠席ということですが、

私は通告どおり教育長として答弁を求めます。答弁については市長と所管課長のところで調整をいただいて答弁いただきますように、よろしく願いをしておきたいとします。

質問の第1は、勤労センターなどを指定管理者制度による管理とすることについてです。

12月定例会に、1つは、これまでの長井市勤労者テニスコート条例を廃止し、名称を長井市テニスコートと改め、体育施設として管理するための議案第90号 長井市体育施設条例の一部改正、2つは、長井市勤労青少年ホームを教育委員会における社会教育施設として管理するための議案第93号 長井市勤労青少年ホーム設置条例の一部改正案、そして3つは、長井市勤労センターを構成する施設を教育委員会施設とするための議案第96号 長井市勤労センター設置条例の廃止案が提案をされています。同時に、議案第97号 長井市一般会計補正予算第6号では、長井市勤労青少年ホームなどの指定管理料として、平成23年度から26年度まで債務負担行為の補正として3,922万2,000円が計上されています。

この3つの議案と補正予算案は、来年度から中央地区公民館運営協議会を指定管理団体としていくための各種整備に係るものとされています。勤労センターなどの管理運営については、指定管理者制度を導入するという事でこの間さまざまな提案が繰り返されてきましたが、なかなか整理がつかないという状態が続いてまいりました。特に混在している建物の所有がまちまちであること、そして複数の団体が同居してそれぞれに活動を展開をしていること、さらに所管する行政機関も複雑であることなど、整理しなければならない課題が多かったと感じています。正式には来年3月定例会に指定管理者指定の議案を提案をするということになっているわけですが、現時点でさまざまな課題に対する整理がどこまで進んでいるのか、将来に向けて

どのように構想されてきたのかなどについて、以下、率直にお伺いをしたいと思います。

第1点目は、中央地区公民館運営協議会が指定管理団体となるための整理について伺います。

過日の文教常任委員会での説明では、中央地区公民館運営協議会が指定管理者となることができるような準備を進めており、具体的には運営協議会の規約などの改正に向けた協議に入っているということでありました。

そこで、教育長にお伺いをいたします。

1つは、中央地区公民館運営協議会と教育委員会の間で協議が行われてきていると思いますが、その経過について、まずお聞かせをいただきたいと思います。

2つは、運営協議会の中ではどのように検討されてきているのか。特に指定管理団体となる上で解決しなければならない課題や条件、要望などはなかったのかどうか。

3つは、運営協議会規約の改正等が必要になると言われておりますが、具体的にはどのように改正しようと検討されているのか。

4つは、ほかの課題や条件等の整理はどうなっているのか。

そして5つ目は、複数の団体が同居し、かつ複数の建物の管理運営をするための組織体制などはどのように構想されているかなどについて、それぞれこれまで積み上げてこられた内容をお聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、体育施設の将来の管理体制をどう考えているかについて、そして第3点目の将来構想と現時点での考え方の整理はについて、一緒に伺います。

今回は、長井市勤労者テニスコートの名称を改正した上で市の体育施設とすること、そして3月定例会では、体育館とテニスコートを含めた管理運営を中央地区公民館が行うという提案がなされるということになるということです。私は、これまでの商工振興課の管理から教育委

員会の管理とすることは理解できますが、将来にわたって、申し上げている2つの体育施設を中央地区公民館が管理運営していくということについては、もっと検討しなければならないのではないかと感じています。

文教常任委員会では、この間、総合型地域スポーツクラブの取り組みを学びたいということで静岡県掛川市を訪問し、検証させていただきました。掛川市の総合型地域スポーツクラブの主体は掛川市体育協会となっており、その体育協会は市内体育施設すべての管理運営の指定管理者となっていました。

私は、長井市が今後、総合型地域スポーツクラブを具体的に展開する場合は、掛川市の形態を参考にしながら展開していくことが必要と考えていますし、同時に、市の体育施設を総合的に維持管理し、教育委員会が提唱している市民一人1スポーツを具体的に進めていくためには、将来は一元的に管理運営していくことが求められてくると考えます。総合型地域スポーツクラブの実施主体となる団体の経済的な自立を促すためにも、一元管理運営は欠かすことはできないものと私は考えていますし、進めなければならない課題と思います。この点についてはどう構想されているか、市長からお聞かせをいただきたいと思います。

その上で私は、市内にある体育施設については、その活用法も含めて将来は一元的な管理運営を目指すことが必要ではないかと考えますが、それまでの間は、それぞれの施設の状況に沿った管理運営を展開するということの整理が必要だと思います。具体的に申し上げれば、中央地区公民館に併設する体育施設である長井市民体育館と長井市テニスコートは、当面の間は指定管理団体である管理運営としていくにしても、将来的には総合型地域スポーツクラブの実施団体による一元管理施設としていくという整理が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

あわせて市長の見解をお聞かせいただきたいと思
います。

第4点目は、地域を超えた市民対象の施設管理
のための組織整備も考える必要はないかにつ
いて伺います。

私は、中央地区公民館が、旧職業訓練校であ
った現在の中央地区公民館と長井市民体育館、
そして長井市テニスコート全体の指定管理団体
とすることは無理があるのではないかと感じて
います。長井市体育館や長井市テニスコートは
中央地区に居住する市民だけが利用するのでは
ないことを考えたとき、この2つの体育施設の
管理運営については、それにふさわしい団体が
管理していく必要があるのではないかと感
じます。私は、9月定例会、決算総括質疑で自治公
民館に関連した質問をさせていただきました。
その際も申し上げましたが、各地区公民館、そ
して地域の自治公民館などを掌握し、トータル
的に指導し所管する組織として、中央公民館的
な組織の復活も視野に入れる必要があるのでは
ないかと申し上げました。地域を超える市民が
活用する施設などの管理運営組織としても、中
央公民館的な組織形態は必要と考えます。中央
地区公民館は旧職業訓練棟の維持管理団体とし
て、そして中央公民館的な団体は併設する2つ
の体育施設の管理運営に当面は当たるとい
う整理が求められると考えますが、いかがで
しょうか。

私は、現在の中央地区公民館自体は平成21年
度からの指定管理者制度導入以降、組織的に無
理な課題を抱えていると感じています。それは、
1つは、各地区公民館職員の庶務的な事務を所
管をしていることであり、2つは、地区公民館
を超えた事業を展開していることにあると感じ
ます。この際、こういった組織的な矛盾を解消
するためにも、中央公民館的な組織形態を具体
化するために3月まで検討されてはどうかと考
えますが、どうでしょうか、市長の見解をお聞

かせをいただきたいと思
います。

質問の第2は、地区公民館の指定管理更新と
今後の位置づけと役割の整理をする必要はにつ
いてです。

12月定例会には、各地区公民館の指定管理更
新に向けた環境整備とも言える議案が提案をさ
れています。1つは、伊佐沢地区にある向山荘
の管理を指定管理者制度を導入し、伊佐沢地区
公民館で展開するための議案第91号 長井市多
目的研修センター設置条例の一部改正案、2つ
は、伊佐沢地区公民館として使用している施設
に指定管理者制度を導入するための議案第92号
長井市伊佐沢コミュニティ施設条例の一部改正
案、3つは、西根地区むらづくりセンターを西
根地区公民館として管理運営するための議案第
94号 長井市西根地区むらづくりセンター設置
条例廃止案、4つは、長井市農村環境改善セン
ターを致芳地区公民館として管理運営を行うた
めの議案第95号 長井市農村環境改善センター
設置条例廃止案が提案をされています。さらに
一般会計補正予算第6号では、債務負担行為の
補正として、市内6地区公民館の平成23年度か
ら26年度までの指定管理料として総額2億
3,780万3,000円が計上されています。

私は、西根地区公民館と致芳地区公民館のそ
れぞれの施設が名実ともに地区公民館の管理に
なることは喜ばしいことであり、向山荘の管理
も伊佐沢地区公民館で行うなどの整理と環境整
備は的を射たものと感じたところです。来年3
月定例会にはこれらの環境整備を踏まえた新た
な各地区公民館の指定管理者の指定が提案され
るということですが、今回は地区公民館の役割
と位置づけについて伺いをしたいと思
います。

各地区公民館に指定管理者制度を導入する時
点で、当時の総務・文教常任委員会ではさまざ
まな議論がありました。指定管理者制度導入が
地区公民館の運営になじむのかという議論もあ
りましたし、さきに申し上げましたような組織

+

上の形態の問題や公民館のあり方などにも及んで議論がされたと思います。私は、各地区公民館の指定管理更新を控えて、申しあげましたような環境整備が展開をされようとしていることも評価をしながら、今後の公民館のあり方とか目指す方向という検討も同時に進めていかなければならないと思っています。

平成20年度中に展開された質疑の中で、公民館の位置づけや目指す方向について2つの考え方が示されました。教育委員会としては社会教育法上の公民館という位置づけを堅持していくという考え方であり、一方で複数の議員からは、これからの公民館が目指す方向は社会教育法にのっとった施設ではなく、地域のコミュニティの拠点とする方向を目指すことが必要という考え方が出されました。結果としては、教育委員会が唱えた社会教育法上の公民館という位置づけで今日まで展開をされてきたわけですが、今回の一連の環境整備に当たって再度考えなければならぬのではないかと思います。

そこで、教育長に伺います。平成20年度に社会教育法上の公民館とする方向性を確認して、平成21年度から今年度まで指定管理者による運営を展開してきたわけですが、実際はどのように公民館事業が展開をされてきたのか、現時点で構想した成果などはどうとらえておられるのか、率直にお聞かせをいただきたいと思います。

教育長は平成20年9月定例会で、3年間指定管理者制度で社会教育法上の公民館の位置づけをしながらやっていく段階で、地域住民の望む課題、公民館に対する要求、要望とかが出てくるのではないかと、その都度対応しながら課題を検討しながら、最終的に、どの段階かわからないけれどもコミセンという話も出てくるかもしれない、本当にこれからの公民館をどうするんだと、地域住民の要望に沿った公民館にするためにどうしていくんだということは真剣に検討

しなければならない、絶対にコミセン化しないという考え方ではないと答えておられますが、この3年間ではどうだったのか、具体的な検討などをなされてきているのかなどもお聞かせをいただきたいと思います。

私は、ほかの自治体の公民館の位置づけや方向性が地域のコミュニティの拠点として展開されていることや、公民館事業や活動の形態が既にコミュニティセンター化している実態を見れば、具体的に方向性を変える検討を進めていく時期に来ていると感じますが、いかがでしょうか。

来年3月の指定管理者更新の提案までに検討を進め、将来の方向性を明らかにしていくとか道筋を明らかにしていくなどの必要があると思いますが、教育長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

質問の第3は、保育所入所要件の考え方についてです。

来年度の保育園、そして児童センターへの入所応募が終了していると思います。

そこで、まず子育て支援課長に伺います。認可保育園、そして児童センターへの入所希望の状況はどのようになっているのか、資料があれば配付をいただき、明らかにしていただきたいと思います。同時に、これまでと違う点や傾向がどのようになっているのかについてもお聞かせをいただきたいと思います。

先週あたりから、認可保育園に入所を希望しているが、あなたは働いていないから入所できないと言われたということを知りになりましたし、このようなケースは1人や2人ではないようにも仄聞をしています。具体的にはどういう状態になっているのか明らかにしていただきたいと思いますが、今後、子育て支援課としてはどういうスタンスでどう対応されようかと考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

もう1点お伺いをいたします。保育所への入所要件の最大のものは、当該家庭内で保育に欠ける幼児がいるかどうかであり、保育に欠ける理由は何かということになると私は理解してきました。この保育に欠ける理由とは、共働きだからとか病気だからとかという事由が該当することになると考えられます。今回、働きたいのだが子供が2人いて働けない、子供を保育園で預かってもらって働きに出たいと思って入所申し込みをしたが、あなたは働いていないから保育に欠けるとは言えないという回答だったケースがあったようです。私は、こういった状態も含めて保育に欠ける要件だと理解してきましたが、実際にはそうならないようです。

子育て支援課長からは、保育に欠けるという基本的な概念についてお聞かせをいただき、あわせて、申しあげました先ほどの内容の回答に対する見解を伺いたいと思います。

最後に、市長にお伺いをいたします。児童福祉法第24条では、保育所における保育の実施は保護者からの申し込みに基づいて市町村が決定をするとされています。私は、保育に欠けるという要件は、それぞれの家庭の実態に合わせて柔軟に、しかも広い範囲で運用される必要性を感じています。その意味で、国や各級機関に対して柔軟な判断が可能となるように求めることも必要と考えていますが、いかがでしょうか。

市長の見解をお伺いをして、壇上での質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、議員からは、教育長への答弁については、市長と文化生涯学習課長、それぞれの判断で答弁するよということとございまして、まず第1点目の、勤労センター等を指定管理者制度による管理とすることについて

の(2)、(3)、(4)について、私のほうで答弁させていただきたいと思います。また、大きい2番目のところについては文化生涯学習課長と、そして私は3番目ということと答弁させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず最初、第1点目の、体育施設の将来の管理体制をどう考えているのか、また、将来構想と現時点の考え方で整理はどうかと、どういうふうに考えてるかという点をご答弁申し上げます。

体育施設の指定管理につきましては、現時点で既に指定管理者制度を導入しております長井市パークゴルフ場や、来年度から指定管理者制度の導入を検討しております長井市民体育館、長井市テニスコート、これは仮称でございますが、でございます。将来的には生涯学習プラザ及び総合体育館、野球場、テニスコート、武道館、豊田・西根・平野体育館等すべての体育施設や、これから建設されますプラザ運動公園についても指定管理者による管理体制にしていく必要があるというふうと考えております。

今、市民一人1スポーツをより推進するために、長井市全体をエリア対象とした総合型地域スポーツクラブの結成を急いでおります。そのために生涯スポーツ課を設置し、また今年度からは、緊急雇用ではございますが、担当の定時補助職員を採用しながらその準備を進めております。そして平成24年度、来年度創設に向け取り組んでいるところでございます。

クラブが創設され、スポーツ振興くじtotoの助成金が切れた後も総合型地域スポーツクラブの運営が順調に推移するには、安定的な財源確保、経営基盤の確立が必要不可欠だと考えております。その一つの手段として、市内体育施設の指定管理を受託することが望ましいと思われ、その方向で進めていきたいと考えております。

+

体育施設の管理体制につきましては、これまで市直営による一部業務委託で行われておりまして、各施設によって受付や使用料徴収等、運営形態や管理体制に違いがありますので、その辺を十分留意して体制づくりをしなければならないと考えております。すべての体育施設を一民間団体、例えば総合型地域スポーツクラブに指定管理をするのではなく、やはり数カ所の体育施設をまとめて指定する指定管理と、施設の場所や施設の特徴を考慮し個別に指定することで、より管理しやすくなる施設もあるのではないかと考えております。各体育施設が市民にとってより利用しやすい施設になるよう、また、より効率的で安全な管理運営体制を構築していかなければならないということで、十分検討していきたいと思っております。

指定管理者による将来の体育施設管理構想といたしましては、現時点での体育施設指定管理者制度導入の将来的な構想については、総合型地域スポーツクラブへの指定管理者の指定施設として今の段階で想定しているのは、基本的には長井市の中心的施設及び体育協会加盟団体が管理する施設というふうに考えておりまして、これは6点ほどございます。

まず第1点目が、長井市置賜生涯学習プラザ、関連する総合体育館、室内プール、プラザ運動公園。2点目としては都市運動公園、これは野球場、テニスコート、陸上競技場、これは幸町の公園でございます。3点目は長井市武道館。4点目は長井市民小出プール。第5点目は長井市パークゴルフ場。6点目は、長井市道照寺平スキー場及び長井市道照寺平コミュニティセンターということで考えております。

次に、各地区公民館運営協議会への指定管理者の指定施設として考えておりますのは、これは基本的に地域に位置し、公民館と隣接、一体となった体育施設の管理でございますが、これは、まず第1点目は、長井市民体育館、長井市

テニスコート、これ仮称でございますが、これは中央地区公民館運営協議会で考えております。次に、長井市民西根体育館、これは西根地区公民館運営協議会で考えてます。3点目は長井市民平野体育館、これは平野地区公民館運営協議会で考えております。4点目は長井市民豊田体育館、これは豊田地区公民館運営協議会でというふうに考えております。

また、その時期についてでございますが、総合型地域スポーツクラブの運営状況等を考慮し、最終的には生涯学習プラザ運動公園の完成、平成26年度に完成する見込みでございますので、27年度からを目安として実施できるように検討を進めておりますが、運動公園については初年度から可能かどうか十分な検討が必要だと考えているところでございます。

以上でございますが、次に、2点目、(4)の部分でございます。地域を超えた市民対象の施設管理の組織の検討をとということでございますが、勤労センターの管理は公民館業務を超える範囲の事業になるため、新たな団体による管理よりも、これまでも公民館の指定管理を行っており勤労センター施設の状況にある程度把握している、現時点でやっぱり中央地区公民館運営協議会が望ましいというふうに考えております。公民館を含め、勤労青少年ホーム、市民体育館、テニスコートが一体的に管理運営されていることが効率的だというふうに考えますし、利用者から見ても利用しやすいのではないかと、自然な体制だと考えております。

また、中央公民館の復活をしてはどうかというご提言でございますが、公民館の設置及び運営に関する基準では、平成14年度まで中央公民館的な位置づけがございましたが、平成15年度改正された基準では、中央公民館的な位置づけはなくなっているようでございます。ということは、これ市町村の判断でよいとなったというふうにとらえております。長井市におきまして

は、平成21年度から指定管理者制度を導入する時点で中央公民館を廃止しまして、その役割、事業等を文化生涯学習課、生涯スポーツ課、中央地区公民館にそれぞれ移したところですが、現在のところうまく機能しており、不都合はないというふうに考えてます。中央地区公民館では広域的な事業も行っていますし、今回問題になった勤労青少年ホームは市外も含めた広域的な地域の方を対象にした事業を展開しておりますので、中央公民館の位置づけではなく、中央地区公民館の運営協議会の規約の事業の目的改正で対応したところでございます。教育委員会と地区公民館との関係を保つためにも、現在のままでよいのではないかなというふうに考えてるところでございます。よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

次に、最後でございますが、3点目の保育所入所要件の考え方についてでございます。

まず最初に、これ高橋孝夫議員には大変お礼を申し上げたいというふうに思います。実は保護者の方がそういうふうに困ってる状況ということは、現場の子育て支援課のほうではもちろんわかっていたと思うんですが、私は知らない状況でした。

というのは、結局、当初では別の民間の保育所が来年の4月から開設する予定でございましたので、待機児童はないというふうに想定しておりました。そしてはなぞの、清水の新しい保育園、120名の定員でございますが、最大でぜひ140名、最大リミットまでお願いしたいというふうをお願いしておりましたし、また、今年度、既に待機児童が秋の時点で発生してしまいましたので、清水保育園を取り壊さず到来年度以降も待機児童が出たときのために整備するというふうに考えておりましたし、あわせて無認可保育園のほうもぜひいろいろお願いしながら、とにかく保育園の定数の確保をしたいと。

これは全国的に今すごい状況のようござい

まして、山形県内でも、山形市、米沢市でも保育園を次々と新たに開設しなきゃいけない状況になってます。しかし、都会などもそうなんですが、保育士さんを確保できないと。労働条件が非常に厳しくて、やめる保育士さんがたくさん出てるという状況のようございまして、そういった状況の中で、いや、長井市は大丈夫だと思ってたんですが、何と来年の春から待機児童が出るというような状況だったと。

ちょっと議会であたふたしておりましたものですからその辺の意思疎通が十分に図れなくて、この高橋議員から質問いただいて、話しして、私は大変申しわけなく思ったところでございます。現場の職員だけを責められませんので、私も大変、監督不行き届きというふうに思ってます。

というのは、私はよく知っておりますが、小さいお子さんを抱えたお母さんが求職中ということは、例えば保育園では、求職中だからということで保育に欠けないというふうに見るんですね、後回しなんですよ。そうしますと、じゃ、職安に行ったらどうなるかということ、あなたは子供がいるんだから、それをきちんと解決しなかったら紹介しませんとなるんですよ。これ、間違いないと思います。私は職安のことも現場でもよく知ってますし、自分も職安通ったことがありますので。そういう厳しい状況は、残念ながら市の職員はわからないんですよ。ですから、どんなにか生活が苦しくて、頑張っただけなのに職を探そうと思っても、子供をちゃんと預ける保育園に入れなかったら職安には拒否される。頼みの市の子育て支援課に行って頼んだら、いや、それはまず何とか後回しで、とりあえず仕事今ないんだもの、まず仕事がある人が先だというふうになるわけですから、これは本当に申しわけなく、高橋議員のほうにご相談あった保護者の方に、ぜひ、私のほうからはおわびできませんので、おわびしていただきたいと。

+

しかし、現場のほうは、これを何とかしなきゃいけないということで懸命に努力してることも事実でございますので、ご了承を賜りたいと思います。

前置きが長くなりましたが、保育所につきましては定員を大幅に上回る申し込みがございました。やはり時代が大きく変わったということだと思います。今の段階では48名が入所できない状況でございます。このことから、来年度廃園予定の清水保育園を現在整備してるということで、清水、はなぞの保育園の分園として残しまして、1歳児から2歳児を中心に30名程度受け入れていただくことで社会福祉協議会に協力をお願いしてるということです。

保育に欠けるという要件についてですが、何も求職中の保育者を保育に欠ける要件から市として外してるわけではございません。実際に保育所にあきがあれば入所していただいているわけですから、保育に欠けると同様として運用していきたいと思っております。入所基準については市町村にゆだねられておりますので、客観的に判断できるよう運用すれば、求職中の保護者でも入所可能というふうに考えております。

ただし、現在就労してる保護者、育児休暇期間が終了する保護者と求職中の保護者を同等として判断すれば、子育て世代の失業者がふえるということにもなりますので、少なくとも求職中の点数を抑えて就労してる保護者を優先させる必要が、市としては形としてはあるというふうに考えております。

そんなことから、最初申し上げましたように、結局、定員がオーバーでありますので、やはり無認可でお願いするしかないというふうに思っています。そうしますと、本来、求職中の保護者が気の毒に職安でも拒否され、市でも入園を後回しされるということのないように、例えば無認可に行ったとしても、無認可のほう料金は高いわけですから、その部分を何か一時的でも、

きちんと認可保育園を希望してる保護者が認可保育園に入れるまで、何かやっぱり行政として市として支援制度を考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに、これから早急に検討して対応していかなくちゃいけないというふうに思ってるところでございます。よろしくご理解を賜りたいと思います。以上です。

○蒲生光男議長 中井 晃文化生涯学習課長。

○中井 晃文化生涯学習課長 それでは、質問の一番最初の勤労センター等の指定管理者制度についての(1)でございます、中央地区公民館運営協議会が指定管理団体となるための整理はどのようにされたのか、並びに規約の改正等はどのようになってるかということにつきましてお答え申し上げます。

これまで高橋議員や議会でのご指摘を受けまして、教育委員会と商工振興課、あと中央地区公民館運営協議会の三者で協議を行ってまいりました。また、毎月、公民館長会をやっておりますけれども、その中でも状況報告ですとか今後のスケジュール等の説明もさせていただいて、意見交換等も行わせていただいております。

具体的には、7月の21日、運営協議会長と公民館長と指定管理についての市の考え方をお話をいたしまして、運営協議会側からの考え方もお伺いしまして、課題や要望等につきまして協議と整理を行わせていただいております。

こちら側からは、施設全体を指定管理で受託していただきたいということをお話をいたしまして、そのために規約改正が必要であるということから、規約改正の要請をさせていただきました。また、指定管理料等の考え方につきましても両者の意見の交換と調整をさせていただいております。

その後、運営協議会側で何度か協議をしていただきまして、10月の25日に運営協議会長、公民館長のお二人から副市長に、指定管理に関する要望という形でおいでいただきまして、要望

と協議をさせていただきました。要望を受けまして、市のほうでは考え方の説明並びに勤労センター全体の指定管理がうまく移行できるような協議をさせていただいております。

運営協議会側からの具体的な要望の内容につきましては、人員体制や管理料あるいは施設の修繕等についての市の考え方をお聞きするというものでございました。

一方、運営協議会の協議状況でございますが、昨年度の指定管理の要請を受けまして、見送りとなった後も協議会の中での会議で経過報告や課題等の協議を行っていただいたというふうに聞いております。今年度になりましてからは、5月20日と9月の22日の2回の運営協議会を開催していただきまして、経過説明と考え方、進め方、規約の改正等について報告、協議を行ったとお聞きしております。特に9月22日の運営協議会では具体的に規約の改正案を提示され、意見を求めていただいたそうですが、特に反対の意見はなく、この改正案をもとに市への協議を行うというふうなことになりまして、10月25日の副市長面談になったというふうにお聞きしております。

規約の改正の内容につきましては、目的と事業に勤労センターの施設を一体的としてとらえ管理することと、具体的な勤労センターの事業といたしまして、勤労者の社会教育、生涯学習の充実と福祉の向上が上げられております。勤労青少年ホームの活動に関します事業の企画でありますとか実施を行うことというのが具体的に盛り込まれておる状況でございました。

その次でございますが、具体的な要望につきましては経過とダブるところがございますけれども、青少年ホーム業務がふえることにあわせまして、公民館の運営協議会にホーム関係者を加えるというふうな要望がございました。また、職員体制や事務費につきましてはの要望も、施設全体を十分に運営できるような体制と予算の確

保をお願いしたいというふうな要望をいただきました。そのほかに、施設につきまして修繕が必要な箇所が多々あるということでございますので、指定管理にあわせ、できるだけ修繕を急いでほしいという要望をいただいております。

具体的な組織体制といたしましては、公民館の運営協議会のもとに公民館と青少年ホーム関連施設の2つが出ることになりましてけれども、これまでの体制をなるべく変えないという考え方のもとに、青少年ホーム活動と施設全体の維持管理を行う部署が1つ、あと、これまでと同じように公民館運営を行う部署がもう一つ、この2つの部署を置く体制で進めたいということでございます。これは、利用者から見ましてできるだけこれまでと変わらない体制で運営できることを目指して体制を考えていただきました。

ただ、実際に運営を行いまして、これまでの青少年ホーム事業と公民館事業で当然類似の事業もある程度行われておりますので、そちらを効率的に改正するにはどうすればいいかという問題が出てくるかと思えます。その際は、ある程度事業なりの整理統合が行われるのではないかと考えております。

また、運営体制といたしましては、公民館、青少年ホームにそれぞれ館長を置くとしておりますけれども、効率性ですとか組織としての統一性を高めるために、こちらの館長職を兼務できるというふうな考え方も示されているようでございます。ホームにつきましてはの状況は以上でございます。

その次に、2番目の項目の、地区公民館の指定管理更新と、今後の位置づけと役割を整理したのかという質問につきましてお答えをさせていただきます。

現在の地域の課題といたしまして、社会教育の分野だけでなく福祉や環境の課題が公民館にはあるということは承知をしております。その

点につきましては高橋議員の指摘と同様な課題のとらえ方をしております。この3年間の指定管理の中で各公民館での独自の動きも見られてきております。これらは、今言いましたように社会教育の分野以外の地域の要望があるということ踏まえまして、いろんな分野の動きまで広がってきているというところがございます。

伊佐沢地区では、地域の高齢者対策や、耕作者や管理者のなくなった農地や里山の管理について地域で取り組むべきだという声がありまして、公民館がかかわりまして地域にとって望ましいあり方を検討しようとしております。また、豊田地区でも、冬期間の高齢者世帯の除雪を地域で行うことについての協議を行おうというふうな動きが出ているというふうに聞いております。ほかの地域でも、これまでの公民館事業の見直しですとか地域の課題の再点検といったような動きがありますので、それぞれの公民館でも、公民館事業以外の分野について取り組み始めているというところが実際でございます。

こうした動きを踏まえまして、各公民館長と協議をさせていただきました。24年からの新しい指定管理に向けまして、体制的にどのような体制をとるのが望ましいかということで協議をしていただいております。

その結果は、今の社会教育の事業の体制のまま進みたいと。ただ、社会教育以外の分野、実際に地域で課題となっておりますいろんな分野についても、公民館の中で取り組むことができるというふうな位置づけを明確にしてほしいというふうな要望がございまして、こちらのほうも館長さん方の方針を受けて対応したいというふうに考えております。

また、社会教育委員12名の方をこちらのほうでお願いしまして、社会教育に関するいろんな意見をいただいておりますが、こちらのほうの社会教育委員の皆様には、県内のコミセン化の状況並びに米沢のコミセンの視察に行きまして、

いろいろコミセン化の状況を調査していただきました。また、未来塾の北川先生の鶴岡のコミセン視察にも同行いたしまして、公民館とコミセンにつきまして、どのような今後の方向で進めばいいのかというのを議論をしていただいております。

その社会教育委員の皆さんの協議の中でも、今すぐコミセン化をするまでの状況ではないだろうというふうな話になりました。公民館の社会教育法に沿った事業を行いながらも、できるだけ地域の課題を取り入れ、幅広く活動していく、これがこれから新しい指定管理に向けての適正な方針ではないかといった提言をいただいておりますので、そちらのほうも、それを踏まえましてこれからの3年間も、基本的には社会教育の事業として公民館を運営していきたいというふうに考えております。

○蒲生光男議長 種村正一子育て支援課長。

○種村正一子育て支援課長 高橋孝夫議員の質問にお答えいたします。

保育所、児童センターの入所申し込み状況の資料につきましては、後ほど配付させていただくというようなことでよろしいでしょうか。

初めに、保育所と児童センターの入所希望状況についてお話をさせていただきます。

平成24年度の認可保育所入所児童の募集を10月17日から11月15日まで行いました。定員65名のところに前年度比14%増の141名の申し込みがございました。11月29日に入所調整会議を開催し、各保育園において受け入れ可能範囲で最大限入所定員枠の弾力化を行い、新規に93名受け入れできるように調整を行いましたが、1歳児から3歳児を中心に、求職中の保護者のお子さん25名を含めて48名の児童のお子さんの受け入れができない状況でございます。

このような状況から、来年度廃園を予定している清水保育園を、現在整備している仮称清水、はなぞの保育園の分園として存続し、1歳児か

ら2歳児を中心に30名程度受け入れしていただくようなことで、現在、社会福祉協議会のほうにお願いをしているところです。早急に調整を図り、市民の方にできるだけ迷惑がかからないよう対応していきたいというふうに考えています。

先ほども市長のほうからもお話ございましたけども、それでも対応できないようなお子さんについては、別途新たな対策を講じていきたいというふうに考えています。

なお、めぐみ認定こども園の整備につきましてですが、当初、平成24年4月開園予定で進めておりましたが、着工がちょっと遅れておまして、開園が平成24年の9月ごろというふうなことで今現在予定されているところでございます。めぐみ認定こども園につきましては、3歳未満児のお子さん30名の定員で整備をするというふうなことで予定しておりましたので、24年度当初の受け入れ児童数が非常に厳しいというふうな現在状況になっております。

なお、児童センターの入所申し込み状況につきましては、12月7日現在で昨年度72名に対して、本年度、市民のお子さん68名に避難児童が17名というふうなことで、85名の申し込み状況となっております。

また、保育所の入所に関しましては、児童福祉法に基づき、長井市保育の実施に関する条例、長井市保育の実施に関する条例施行規則に定められておりますが、具体的な入所判定基準は長井市保育の実施に関する事務取扱要綱で規定し、就労、疾病、看護等の状況を指数化し、合計点数に基づいて公平に判定しております。

高橋議員からお話ございました求職中の保護者のお子さんについては、両親ともに就労している保護者と比べ、保護者の就労状況の点数が低くなり合計点数に大きく影響することから、入所が厳しい状況となっております。

もう1点、保育に欠けるという基本的な概念

の質問でございますが、児童福祉法施行令で示されている保育に関する条例準則に基づき、市の条例で定めておりますが、第1に、保護者のいずれもが労働しており、保育することができない場合と規定しております。次に、保護者の妊娠、出産、長期疾病、障がい、同居家族の介護、災害の復旧などがあり、最後に市町村長が認める各号に類する状況にあることとあります。保護者が求職中の取り扱いについては、国の通知において求職中でも保育所に入所申し込みができるとしております。これは保護者のいずれもが労働していることに類する状態として市町村長が認める項目として扱うこととなり、現在就労している人に比べ入所順位が低くなりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

今回、入所が厳しい方には極力丁寧に説明をさせていただいておりますが、ちょっと誤解があったようで大変申しわけなく思っています。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは以上でございます。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁をいただきまして、ありがとうございました。

勤労センターの関係で文化生涯学習課長にちょっとお伺いをしますが、中央地区公民館の運営協議会が市に対して出した要望というのは、書面で出されたということになるのか、それに対する回答というのは書面でなされているのか。

それから、規約の改正はもう成案というふうになったようですけれども、ここの部分について、最初の2つの件については文書があればそれは資料としていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうかということ、まずお伺いをしたいと思います。

私は今回、この問題と2番目の公民館の指定管理のことを聞いているのは、いずれ3月にこの問題は出てくるわけです。だけど、出てきて

+

からがちがちに固まった段階で議論をしろって、午前中の議論ではありませんけれど、それではちょっとひどいので、私どももある程度考えることは前段でお話をしながら、それらをやっぱり踏まえていただいて、今後残された期間対応していただく中でよりよいものをつくってもらいたいという意味で、今回は、このお話というか、質問させていただいております。

そういうことからいっても、先ほど文化生涯学習課長から答弁された内容は重要ですので、これは提出いただけるのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

○蒲生光男議長 中井 晃文化生涯学習課長。

○中井 晃文化生涯学習課長 10月25日につきましては、特に要望書という形ではいただいておりません。こちらからの要請を受けまして運営協議会側でどのように対応するかというのを話しいただいた状況です。

あと修繕につきましては、具体的にこういうところの修繕を要望するというのは、それははっきりした書面ではございませんけども、具体的な場所でいただいております。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 わかりました。

だとすると、同席をしているわけですから、具体的には運営協議会からこういう要望があって、これについてはこういうふうに答えましたと、これはこうするつもりですという部分はぜひまとめていただいて、後日、資料として出していただきたいと思います。

もう一つお伺いをしますが、この質問の第2のところという地区公民館の指定管理の関係ですけれども、先ほど、社会教育法上の公民館ということでこれからもやっていきたいのだというふうに大体まとまったと。けど、いろいろな課題があるということはあって、それらをやる位置づけを明確にしてほしいという要望があったんだということでしたが、これについて

はどうこたえられるんですか。

私は、きのうの小関秀一議員の質問に対する総務課長の答弁で、無線の話があったんですけども、各地区公民館をキー局にするというわけですね。これは社会教育法上の公民館の役割とは違うんで、明確に。9月もお話をさせていただきましたが、自治公民館の運営、それからかわり方を言えば、社会教育法上の事業などよりは、当然にして、その地域の地域づくり、町内会とのかかわりなどが中心なんです。まさにもうコミセンなんです。そういうこの状態を考えれば、私は、少なくともこれからの3年間の中では社会教育法上でやっていきますよというふうにしながらも、それを超えたらやっぱりこれは検討していくとかいうふうなところを示していかないと、もうもたないのではないかと、いうふうに思うんです。もたないというよりも、実際やっていることと目指していることが、そごが生じないかということと心配してるわけです。その辺のところはどのように整理をされたのかお聞かせいただきたいと思います。

○蒲生光男議長 中井 晃文化生涯学習課長。

○中井 晃文化生涯学習課長 今回配置を予定されております無線につきましては、特に公民館業務としてそれを使用するというよりも、災害時に使用するということですので、特に公民館の中での位置づけということでは考えてはおりませんでした。非常時に、当然、現地本部ができた後には管理につきましても市側の管理のもとになるかと思っておりますので、それまでの間の情報提供という使い方はあるかと思っておりますけれども、特に今回の無線配置のための位置づけということでは検討はしておりませんでした。

また、将来の公民館の体制をコミセンの方向に持っていくべきではないかという点につきましては、方向性としては各公民館長さんとも同じような考え方でございました。そういう意味では、将来的にはコミセン化になるだろうとい

うことは同じような意見でございましたが、これからの3年間でコミセンにするかというところにつきましては、まだ時期尚早であろうというような結論でございました。

また、活動内容をどう位置づけるかということですが、教育長と話をしておりまして、まだ未確定ではございますけれども、こちらのほうで仕様書に示されました業務を予定どおり行っていたらであれば、業務以外の分野として、公民館の範囲を超えてコミセン的に地域のことを対応するということにつきましては特に支障はないのではないかとということで、そのような位置づけをできればと考えております。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 このコミセンというか、地域のコミュニティの拠点となる、そういう施設をやっぱり目指していくというのは、これはもう流れですから、確認はもちろんしていかなくちゃならないし、具体的な検討にも入らなくちゃいけないと思うんです。それは、これから3月までの間でもいいですから、大体こういうことでやっっていこうという方向性だけ、ぜひ教育委員会の中で私は議論していただきたい。そのことを申し上げておきたいと思えます。

あと、保育に欠ける関係は、説明をいただいて私は理解しましたがけれども、ただ、実態はかなり大変です。ここは、きょう報告を受けたことは了解をしました。これからも漏れた方については対応されるということですから、これは遺漏のないようにぜひお願いをしたいということと、来週、厚生常任委員会ありますから、そこではぜひ詳しい説明をいただきますようお願いを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○蒲生光男議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

散 会

○蒲生光男議長 本日はこれをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2時48分 散会

+